

MSD e.V. - Antidiscriminationnetwork
c/o Prof. Dr. A. Schott
Harnackstr. 18 * 14195 Berlin-Dahlem
Tel.: 030- 832 45 45 * Fax: 030- 831 11 17
Friedensratschlag:
Kasseler Friedensforum
34117 Kassel

German Section of international Physicians
for the Prevention of Nuclear Wars.
Physicians in Social Responsibility.
IPPNW- Berlin, Germany

International Network of Engineers and
scientists for a Global Responsibility-INES-

Jurists against Nuclear, Biological
and Chemical Weapons.
IALANA- Marburg, Germany

Naturwissenschaftler/Innen- Initiative
Verantwortung für Friedens- und
Zukunftsfähigkeit, Dortmund.

Prof. Dr. Dr. h.c. Siegwart- Horst Günther, President Yellow Cross International
International Depleted Uranium Study Team-IDUST, Damacio Lopez, USA

Japanese

Resolution on the banning of the use of depleted uranium-DU

劣化ウラン使用非合法化決議案

World Depleted Uranium Centre e.V., Berlin

Berlin, 22.04.2000

周知の通り、劣化ウラン (DU)とその化合物である放射性化学物質の有害物は、絶えることなく産出しており、それが人体や動植物などの生態系循環に与える障害や被害も継続的に生じている事は、確定的な証拠が明示されているため、我々は、軍需及び民需的 DU 使用全ての非合法化を要求します。

我々人類は、創世物としての地球を維持するため、また、その地球上に住む人類の威厳を保つために、DU の使用を禁止するべきです。DU や DU が加熱されて自然腐敗発生した化合物は土壌や水循環を侵害し、我々が住む環境や地域社会を、数十世紀後の間、居住不能な状態へと変化させます。(ウランは半減するまでに45億年かかり、それまで長期にわたって危険な放射性分解生成物を産出します。)

また、現在の軍用 DU の使用は、現行の人道的な国際法の「害敵手段の制限(ハーグ陸戦規則(以下 HCIV) 22条、ジュネーブ条約(以下 GP1)の第一追加議定書35条)」、「過度の傷害または無用の苦痛を与える外敵手段の禁止 (HCIV 23条1項 e と GP135条2項)」、「有害、毒害武器行使禁止(GP151条4項cと5項b)」と共に「無差別攻撃の禁止(GP123条1項 e)」に違反しています。また、国連人権小委員会 (1996年/16)で決議された生存権の元でも、DU の配備と使用は国際的な環境及び人権保護の原則にも反しています。

我々は、以下の各項目を要請します。

- 1、 DU 兵器と DU 装甲、その他それぞれ発展的な軍需品も同様に、DU の使用・開発・製造・移動・貯蔵・所有を全面的に非合法化すること。
- 2、 全ての DU による犠牲者(特に子供たち)へ医療扶助を行うこと。
- 3、 DU 兵器や DU 軍需品を廃絶し、DU を安定した化学化合物へ転換し、安全に貯蔵すること。
- 4、 将来、現在にウランとその化合物が放射する可能性のため、DU の民間的な使用を禁止すること。
- 5、 DU 感染を伴う、全ての軍需及び民需用武器を廃絶すること。
- 6、 戦場、軍事演習場とその他の汚染地域を含む、全ての DU 汚染地域を除染すること。
- 7、 世界に存在する2、300万トンの DU を、ウランヘキサフロイド(Uranium Hexafluorid) という安全性の不十分な物質ではなく、ウランオキシド(Uran Oxide) という安定した物質へ転換し、安全に貯蔵 すること。
- 8、 (ジュネーブ条約 85 条3項b、IMT 規程 6 条b、ICTY 規程2条 c と3条 a、ローマ規程 8 条 2 項 b に基づき) DU 軍用使用の戦争犯罪を懲罰すること。
- 9、 普遍的国際法の正当な義務原則に従って、DU 使用による継続的な危害を排除すること。
- 10、 特に戦場、軍用演習場、廃棄物処理場などの世界中の DU 感染地域についての情報管理と DU 諸問題研究センターを創設すること。